

<別表 1 - 1>

◆特別地域加算(15%加算)に係る対象地域

(山村振興法)

管轄保健所	市町村名	対象地域	(旧町村名)
京都市	京都市	一部地域	旧京北町全域
乙訓	(なし)		
山城北	宇治田原町	一部地域	宇治田原村
山城南	和束町	一部地域	湯船村
	南山城村	全域	
南丹	南丹市	一部地域	旧美山町全域
			旧日吉町全域
	京丹波町	一部地域	旧丹波町(竹野村) 旧瑞穂町全域 旧和知町全域
中丹西	福知山市	一部地域	旧福知山市(金山村・三岳村・金谷村・雲原村)
			旧三和町全域
			旧夜久野町全域
			旧大江町(河守上村・河東村・有路下村)
中丹東	舞鶴市	一部地域	岡田上村・岡田中村・岡田下村
	綾部市	一部地域	山家村・口上林村・中上林村・奥上林村・志賀郷村
丹後	宮津市	一部地域	世屋村 日ヶ谷村
	京丹後市	一部地域	峰山村(五箇村)
			大宮町(常吉村・五十河村・三重村)
			網野町(郷村・木津村)
			丹後町(豊栄村)
			弥栄町(野間村)
	久美浜町(久美谷村・川上村・上佐濃村・田村)		
与謝野町	一部地域	旧加悦町(与謝村)	

〈別表 1 - 2〉

◆中山間地域等小規模事業所加算（10%加算）に係る対象地域

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与（いずれも介護予防含む）、居宅介護支援
---

※ 下記のいずれかに該当する地域のうち、特別地域加算対象地域を除いた地域

◆中山間地域等サービス提供加算（5%加算）に係る対象地域

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与（いずれも介護予防含む）、居宅介護支援
--

（半島振興法）

管轄保健所	市町村名	対象地域
丹後	宮津市	全域
	伊根町	全域
	与謝野町	全域
	京丹後市	全域

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）

管轄保健所	市町村名	対象地域	（旧町村名）
京都市	京都市	一部地域	旧京北町全域
山城北	宇治田原町	全域	
山城南	笠置町	全域	
	和束町	全域	
	精華町	一部地域	山田荘村
	南山城村	一部地域	大河原村
南丹	亀岡市	一部地域	東別院町、西別院町、畑野村、宮前村、保津村、東本梅村
	南丹市	一部地域	旧美山町全域
			旧園部町（川辺村、摩気村、西本梅村）
			旧八木町（神吉村）
			旧日吉町全域
	京丹波町	一部地域	旧丹波町（竹野村）
旧瑞穂町全域			
旧和知町全域			
中丹西	福知山市	一部地域	旧福知山市（下川口村、上六人部村、上川口村、金谷村、三岳村、金山村、雲原村）
			旧三和町全域
			旧夜久野町全域
			旧大江町全域
中丹東	綾部市	全域	
	舞鶴市	全域	
丹後	宮津市	全域	
	伊根町	全域	
	与謝野町	一部地域	旧加悦町全域
			旧野田川町（岩屋村）
	京丹後市	一部地域	旧峰山村（峰山村、五箇村）
			旧大宮町全域
			旧網野町（郷村、木津村）
			旧丹後町全域
旧弥栄町全域			
旧久美浜町（久美谷村、川上村、上佐濃村、下佐濃村）			

(過疎地域自立促進特別措置法)

管轄保健所	市町村名	対象地域	(旧町村名)
南丹	南丹市	全域	
	京丹波町	全域	
中丹西	福知山市	一部地域	旧三和町全域
			旧夜久野町全域
			旧大江町全域
丹後	宮津市	全域	
	京丹後市	全域	
	伊根町	全域	
	与謝野町	全域	
山城南	笠置町	全域	
	和束町	全域	
	南山城村	全域	

(辺地に係る公共的施設の総合配備のための財政上の特別措置等に関する法律)

管轄保健所	市町村名	対象地域
京都市	北区	一部地域 小野、大森、杉坂・氷室、雲ヶ畑
	左京区	一部地域 花脊北部、広河原、久多
	右京区	一部地域 宕陰、京北宮、京北下黒田、京北宇野・西・浅江、京北余野、京北長野、京北下宇津
山城北	宇治市	一部地域 笠取、炭山・二尾・池尾
	宇治田原町	一部地域 奥山田
山城南	和束町	一部地域 湯船、木屋
	南山城村	一部地域 高尾、田山、野殿、童仙房
南丹	亀岡市	一部地域 小泉、湯谷、鎌倉、栢原、犬甘野
	南丹市	一部地域 八木町神吉和田、日吉町生畑、日吉町志和賀、美山町下・知見、美山町江和・田歌、美山町芦生・白石・佐々里、美山町福居
	京丹波町	一部地域 猪鼻、鎌谷奥
中丹西	福知山市	一部地域 山野口・印内、南山、北部
中丹東	綾部市	一部地域 睦寄、故屋岡、老富・光野、睦合、五泉、十倉中、井根・武吉、佃、忠、戸奈瀬、於与岐、鍛冶屋、小畑、篠田
	舞鶴市	一部地域 西大浦、野原、田井、上根、池内、神崎、岡田・八雲
丹後	宮津市	一部地域 世屋、波見、小田、日ヶ谷、島影、新宮
	伊根町	一部地域 本庄浜・野室、長延・蒲入、本坂・越山・滝根・湯之山・成
	与謝野町	一部地域 奥滝、香河、温江上、与謝東部
	京丹後市	一部地域 大宮町五十河、大宮町久住、大宮町明田、弥栄町野間、久美浜町三谷、久美浜町市野々、久美浜町布袋野、久美浜町尉ヶ畑、久美浜町二俣、久美浜町円頓寺、久美浜町長野、久美浜町竹藤、久美浜町三原、久美浜町蒲井

※ 「辺地」対象地域は変更されることがありますので、市町村にご確認ください。

(豪雪地帯対策特別措置法)

管轄保健所	市町村名	対象地域 (旧町村名)	
南丹	南丹市	一部地域	旧美山町全域
中丹	福知山市	一部地域	旧福知山市全域
			旧夜久野町全域
			旧大江町全域
	舞鶴市	全域	
綾部市	全域		
丹後	宮津市	全域	
	京丹後市	全域	
	与謝野町	全域	
	伊根町	全域	